

高校野球特別規則

(各項目の文中および末尾に主な関連規則の符号を記載)

1. 高校野球で使用できるバットは次の通りである。

(1) 認可の種類

- ① 木製バット
- ② 木片の接合バット
- ③ 竹の接合バット
- ④ 金属製バット

ア) 金属製バットは製品安全協会のSGマーク

(右図参照)が付けられているものとする。



イ) 大会での使用は音響対策品に限る。なお、音響対策品は、グリップ部上部の製造年月略号の次に「S」表示をしてある。ただし、平成13年度秋季大会から使用が制限される新基準品は、「S」に替って新たに「N」(ニュースタンダードの略)を表示してある。

(2) 色彩

① 使用できる木製の着色バットは以下の通りとする。

ア) 黒色・ダークブラウン系・赤褐色系および淡黄色系とする。

イ) 木目を目視できるものとする。

ウ) 拙劣な塗装術を用いていないものとする。(例えばボールに塗装が付着するなど)

② 金属製バットは、「金属の地金の色または木製バットに近い色、もしくは黒色」とする。

③ また、金属製バットのゴールドとシルバーのツートンカラーのものは認めず、どちらか一色とする。

(3) その他の注意

① 鉄棒、バットリング、滑り止めスプレーなどを、ベンチ持ち込むことを禁止する。

② 金属製バットの表面にへこみ、ヒビ割れや、グリップのゴムや皮にゆるみ、破れがないか注意すること。(規則 1.10)

2. 大会試合毎のユニフォーム変更について

大会で使用するユニフォームは、一大会一種類とする。

(例えば校名表記が漢字とローマ字の2種類保有しているなどの場合) (規則 1.11)

3. 打者、走者およびベースコーチ、バットボーイ、ボールボーイは、必ず両耳付きヘルメット(SGマークつき)を着用しなければならない。(規則 1.16)

4. 規則 3.03【原注】前段のうち「同一イニングでは、投手が一度ある守備位置にいたら、再び投手となる以外他の守備位置に移ることはできない」は適用しない。

[規則適用上の解釈]

投手は同一イニングで二度目の投手に戻れば、それ以降は他の守備位置につく事は出来ません。

高校野球特別規則で認めるのは、投手→野手→さらに野手への交代です。

投手→野手→投手——規則 3.03【原注】適用

投手→野手→野手→投手——高校野球特別規則

投手→野手→野手——高校野球特別規則

5. 試合中に交代して退いた選手でも、ベースコーチに出たり、伝令となることができる。
(規則 3.03【注】)

6. 試合中、攻撃側選手に不慮の事故などが起き、一時走者を代えないと試合の中断が長引くと審判員が判断したときは、相手チームに事情を説明し、臨時の代走者を許可することができる。この代走者は試合に出場している選手に限られ、チームに指名権はない。

・臨時代走はその代走者がアウトになるか、得点するか、またはインングが終了するまで継続する。

・臨時代走者に替えて別の代走を送ることはできる。この場合、負傷した選手に代走が起用されたことになり、負傷選手は以後出場できない。

(1) 打者が死球などで負傷した場合

投手と捕手を除いた選手のうち、打撃を完了した直後の者とする。

(2) 塁上の走者が負傷した場合

投手と捕手を除いた選手のうち、その時の打者を除く打撃を完了した直後の者とする。

(参考) 臨時代走者の記録上の取り扱いは、盗塁、得点、残塁などすべてもとの走者の記録と扱われる。
(規則 3.04【原注】)

7. 負傷選手のベンチ入りの取り扱いについて

大会前または大会中の負傷で試合出場が不可能となった選手（例えば手足の骨折など）のベンチ入りについて、「医師の診断書で試合出場が不可能となった選手でも、試合には出場しない条件でベンチ入りは認めることとするが、試合前後のあいさつをはじめ、伝令、ベースコーチなど試合にどの程度参画させるかは、当該選手の負傷の程度を勘案して大会本部が決定する」とする。
(規則 3.17)

8. オーダー用紙の取り扱いについて

オーダー用紙の誤記に関する事例の取り扱いを次の通りとする。

(注) 登録選手とは、当該大会に選手登録された選手をいう。

オーダー用紙とは、当日ベンチ入りする選手すべてを記載したもの。

ケース 1 ; 試合前のオーダー用紙交換時点で大会本部の登録原簿照合により誤記に気付いた場合。

(処置) 出場選手、控え選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて書き改めさせ、罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていても同様の取り扱いとする。

ケース 2 ; オーダー用紙交換終了後、試合開始までに誤記が判明した場合。

(処置) 誤記に関する訂正は認められない。登録原簿通り記載された選手しか出場資格はないが、チーム全体の没収試合とはしない。

ケース 3 ; 試合中に誤記が判明した場合。

(処置 1) 登録選手間の背番号の付け間違いは、判明した時点で正しく改めさせ、罰則は適用しない。

(処置 2) 登録外選手が判明したときは、実際に試合に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、チーム自体の没収試合とはしない。(代打などの通告を本部で原簿照合して判明したときなど)

(処置 3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後判明したときは、大会規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利を取り消し、相手チームに勝利を与える。(規則 4.01)

9. 試合到着遅れの選手の取り扱い

何かの事情で当該選手だけが試合会場に遅れてきた場合、あくまでプレイがかかるまでに会場に到着しなければ出場資格がないとし、その取り扱いを次の通りとする。

▽ 出場選手は大会規則で定められた時刻までに球場に到着しなければならない。

何かの理由で遅れてきた場合、大会本部がやむを得ないと認めた理由がない限り、試合開始の挨拶で両チームが整列するまでに到着しなければ試合に出場することができない。ただし、試合出場が認められない選手であってもベンチに入ることは許される。(規則 4.01)

10. 試合開始前の負傷による選手変更の特例

メンバー交換の後、試合開始前の両チーム整列までの間に、メンバー表に記載された選手が突発事故の発生により止むを得ず先発出場が不能となった場合、控え選手を交代出場させることができる。その場合、出場不能となった交代選手は試合に出場しなかったことになり、回復すれば以後の試合に出場することができる。

(規則 4.01)

11. 審判員が試合の途中で打ち切りを命じたときに正式試合となる回数の規則

4.10(c)については、高校野球では5回とあるのを7回と読み替えて適用する。

12. 得点差コールドゲームについて

正式試合となるコールドゲームを採用する場合は、5回10点、7回7点と統一する。ただし、選抜高等学校野球大会ならびに全国高等学校野球選手権大会では適用しない。(規則 4.10)

13. 延長回数の制限とタイブレーク制度、引き分け抽選制度の採用について

延長戦は15回終了時に同点の場合打ち切りとし、後日改めて再試合を行う。

ただし、春秋地区大会ならびに同都道府県大会では、主催連盟が各大会前に参加校に周知した上で、タイブレーク制度または引き分け抽選制度を採用することができる。

タイブレーク制度と引き分け抽選制度は、選抜高等学校野球大会ならびに全国高等学校野球選手権大会、同地方大会および全国高等学校軟式野球選手権大会では適用しない。

なお、明治神宮野球大会と国民体育大会では9回終了時に同点の場合、10回か

らタイブレーク制度を適用する。

タイブレーク制度または引き分け抽選制度の運用は以下の規定通りとする。

(規則 4.10)

▽ 「タイブレーク規定」

(1) 各大会におけるタイブレーク制度の採用について

- ① タイブレーク制度を採用する大会は、運営委員会等で主催者が事前に協議した上で大会規定等にその旨を記載し、あらかじめ参加校に周知徹底すること。
- ② 9回終了時に同点の場合、10回からタイブレーク制度を適用する。
- ③ 延長回に入り、降雨等で止む無く試合続行が不可能になった場合は引き分け試合とする。
- ④ 明治神宮野球大会および国民体育大会(硬式・軟式とも)では、各大会の「延長回規定」に従う。

(2) 採用する場合の試合続行方法

- ① 9回両チームの攻撃が完了し得点が等しいときは、10回以降の攻撃は「一死者満塁」の状態から行うものとする。
- ② チームは、10回の攻撃を開始するに当たり打順を選択することができるものとする。(11回以降は前イニング終了後の継続打順)
- ③ 両チームは事前に配布する「選択打順申告用紙」に「タイブレーク」初回となる際の「先頭打者氏名」「1塁走者氏名」「2塁走者氏名」「3塁走者氏名」を記入する。
- ④ この場合の3人の走者は、前項の先頭打者の前のものが1塁走者、1塁走者の前の打順のものが2塁走者、2塁走者の前の打順のものが3塁走者となる。
- ⑤ 「タイブレーク」開始前に両チームの主将は本塁上に集合し、記入済みの「選択打順申告用紙」を球審に提出し、審判委員と両チーム主将が確認する。
- ⑥ これ以降で、守備側の選手交代及びポジション変更、攻撃側の代打及び代走は認められる。

(3) 公式記録(チーム及び個人の記録)

- ① チーム及び個人の記録は、すべて公式記録とするが次項以下に掲げることには留意する。
- ② 投手成績
 - ア) 規定により出塁した3走者は、投手の自責点としない。
 - イ) 完全試合は認めない。
 - ウ) 無安打無失点試合は認める。
- ③ 打撃成績
 - ア) 規定により出塁した3走者の出塁記録はないものとする。但し、「盗塁」「盗塁刺」「得点」「残塁」等は記録する。
 - イ) 規定により出塁した3走者を絡めた「打点」「併殺打」等はすべて記録する。

▽ 「引き分け抽選規定」

(1) 各大会における引き分け抽選制度の採用について

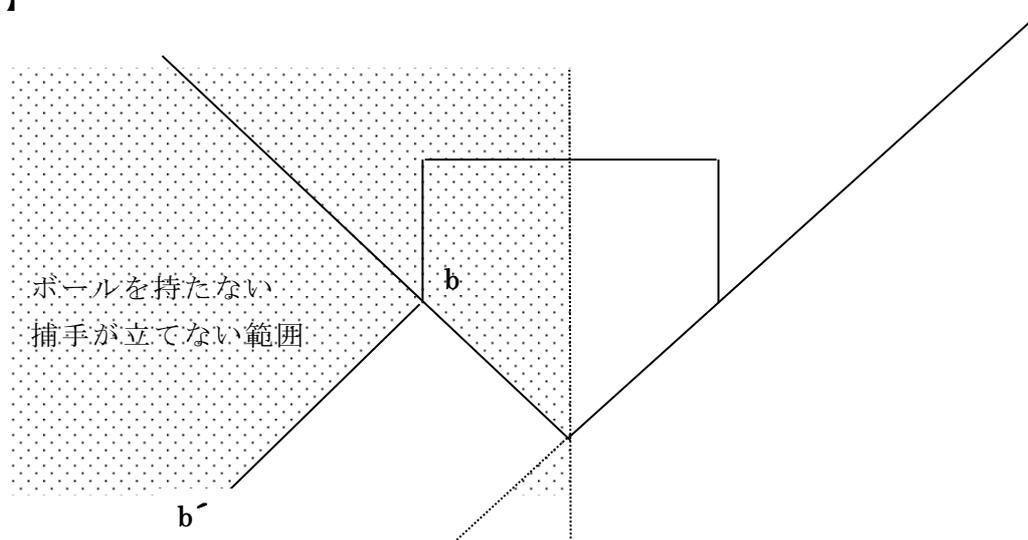
- ① 引き分け抽選制度を採用する大会は、運営委員会等で主催者が事前に協議した上で大会規定等にその旨を記載し、あらかじめ参加校に周知徹底すること。

- ② 最終回終了時に同点の場合、引き分け抽選制度を適用する。
- (2) 採用する場合の実施方法
- ① あらかじめ 18 通の封筒（中に二つ折りした用紙を入れる）を用意し、その中の 1 通に○印を記載した用紙を入れておく。
 - ② 最終回終了後、両校の選手は試合開始前同様にホームプレートを挟み整列する。
 - ③ 最終回終了時に出場していた 9 人（両校の 18 人）全員が一步前に出て、球審からあらかじめ用意された封筒を引く。
 - ④ 全員が引き終わり、審判委員は両校の封筒を回収。
 - ⑤ 審判委員が開封し、○印の入った封筒を引いたチームを上位進出校として球審がコールする。
14. 全国高等学校軟式選手権大会（決勝戦は除く）のみ、サスペンデットゲーム（一時停止試合）を適用する。 （規則 4.12）
15. 変則ダブルヘッダーの規制
- 公式戦で、いわゆる準決勝と決勝を同日に行う変則ダブルヘッダーは原則として開催できない。ただし、天候などによる順延でやむを得ない場合は除く。なお、やむを得ず実施する場合は、投手が登板できるイニング数は両試合を通じて合計 15 イニング数以内とする。2 試合目も登板が予定される投手は第 1 試合後のアイシングはしないこと。 （規則 4.13）
16. チームまたは選手が大会参加者資格規定に触れたときは、それが分かった時点で相手校に勝利を与える。
- なお、責任教師、監督が、大会参加中の試合に関する不正行為をしたときは、同様に相手校に勝利を与える。
- (1) 大会参加者資格規定に触れたチームが大会組み合わせ抽選会後に判明した場合、失格として相手校を不戦勝にする。
 - (2) 大会参加者資格規定に触れたチームが試合中に発見されたときは、ただちに試合を没収して相手校に勝利を与える。
 - (3) 大会参加者資格規定に触れたチームが試合後に判明したときは、そのチームの勝利を取り消し、最後に試合を行ったチームに勝利を与え、それ以前にさかのぼって再試合は行わない。 （規則 4.15）
17. バントとは、バットをスイングしないで、内野をゆるく転がるように意識的にミートした打球である。自分の好む投球を待つために、打者が意識的にファウルにするような、いわゆる“カット打法”は、そのときの打者の動作（バットをスイングしたか否か）により、審判員がバントと判断する場合もある。 （規則 6.05(d)）
18. 6.06(c) 走者が盗塁を企てたとき、捕手の送球を打者が妨害したかどうかの判断は、打者が現実的に捕手の守備行為を妨げたかどうかによることを原則とするが、高校野球では紛らわしい動作をしたときにも適用することがある。
19. 規則 7.06(a) 【付記】（捕手のブロック）の適用について、高校野球では捕手は、『ボールを保持しているときしか塁線上に位置することはできない』こととする。

〔規則適用上の解釈〕

- (1) 走塁妨害を適用するのは、『あくまで捕手のその行為がなければ当然本塁に到達できた』と判断できる場合である。
- (2) 捕手のその行為が走塁妨害にもかかわらず、瞬間的に「アウト」のコールをした場合でも、改めて「オブストラクション」の宣告をしない。
- (3) 走塁妨害適用外であってもそのような行為があった場合は、試合を停止したうえで、捕手に対して厳重に注意すること。
- (4) ボールを保持する前の捕手の立つ位置は次の通りとする。
 - ① ホームベースの中央線より右側に立ち、ベースの左半分を走者に見えるようにすること。
 - ② また、捕手がホームベースより後方に位置するときでも、ホームベースと三・本間のラインが重なる三塁よりの接点（別図 b 点—b'）から前方に出てはいけない。

【別図】



(5) 捕球してからの動き

ボールを保持しているときは、塁線上に移動してタグをしてもよい。

(アマチュア野球内規⑦参照)

20. 投手が投球する方の手を口または唇につけた場合、審判員はただちに「タイム」をかけ警告するとともに、そのボールを交換することとする。

ただし、投手が投げ手をロジンに触れた後、粉を掃うために息を吹きかけることは認めない。

なお、寒い日などの試合では、試合開始前あるいは試合途中からでも、申し出があれば両チームの同意により、審判員は投手が手に息を吹きかけることを認めることがある。
(規則 8.02(a)アマチュア野球内規⑩)

21. 高校野球では、負傷等の応急処置として、テープなどの使用を認めることがある。この場合、担当審判員の許可を得たうえで、肌の色に近い目立たないものを使用し、特に投手は、投球に影響を与えるものは使用できない。
(規則 8.02(b))

22. 8.05 ペナルティの死球の取り扱いについては、臨時代走者(高校野球特別規則6)

に鑑み、次のとおりとする。

走者 2 塁、3 塁、2・3 塁、1・3 塁時に投手がボークをして、投球が打者の頭部に当たった場合、高校野球ではボークがなかったものとし、打者（臨時代走者）を一塁へ進め、走者は元の塁で試合を再開することとする。

ただし、正式試合の最終回の裏、または延長回の裏で試合を決するような場合（走者 3 塁、2・3 塁、1・3 塁）は、投手のボークを適用する。

23. 監督またはコーチが、マウンド上の投手のもとへ行く回数を規制した規則 8.06 は、高校野球では、試合中監督はグラウンドへ出ることができないと定められているので適用しない。

24. 試合の進行をスムーズにするために、下記の規則を採用する。

(1) 守備側の伝令によるタイムの制限

① 監督の指示を伝える伝令は、マウンドにいける回数を一試合に 3 回までとする。

注) 回数は球審と控え審判で確認し、球審は伝令のたびにベンチの監督とタイムの回数を指差し確認する。都道府県大会や地区大会で控え審判がない場合は、球審と守備についている側の塁審（一塁側が守備についている場合は一塁塁審、三塁側が守備についている場合は三塁塁審）が確認する。

② 延長回に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、1 イニングにつき 1 回だけマウンドに行くことが許される。

③ この場合の伝令がマウンドに行くとは、ファウルラインを越えたかどうかを基準とする。

④ 伝令は、審判員が“タイム”を宣告してから 30 秒以内とする。

注) 計時は控え審判が行い、球審に知らせることとする。

都道府県大会や地区大会で控え審判がない場合は、守備についている側の塁審が計時する。

⑤ 内野手(捕手を含む)が 2 人以上マウンドに行った場合は、1 回にカウントする。

注) 野手がマウンドに集まることについては、各塁と投手板の間の中間距離を目安とし、それを越えた場合は、1 回としてカウントする。この場合も、球審は守備側のベンチに向かって指でその伝令回数を知らせる。

⑥ 投手交代の際に野手がマウンドへ集まることや、この時に伝令がマウンドに行ってもタイムの回数にカウントしない。ただし、野手が定位置に戻り、投球練習が終了しようとする時に伝令がマウンドに行った場合は、回数としてカウントする。

⑦ 投手が塁や本塁のカバーリングをした後、内野手のうち 2 人が投手に近寄りマウンド周辺までついて行く場合、よどみなく自然の流れの中での動きと審判員が認めたときは、タイムの回数とは数えない。しかし、立ち止まって作戦の打ち合わせをしていると見なされるときは、タイムとしてカウントする。

(2) 攻撃側の伝令によるタイムの制限

① 打者および走者に対する伝令は、一試合につき 3 回を限度として許される。

② 延長に入った場合は、それ以前の回数に関係なく、1 イニングにつき 1 回だけ伝令を使うことが許される。

- ③ 攻撃側に責任なく試合が中断（例えば選手の怪我や選手の交代など）した際の伝令は、回数としてカウントしない。
 - ④ 伝令は、審判員が“タイム”を宣告してから 30 秒以内とする。
 - ⑤ 回数の確認は、守備側の伝令と同じ方法で行う。
- (3) 相手側のタイム中に伝令を出すことは認められるが、相手側のタイムが終了してもなお継続する場合はそのチームのタイムとしてカウントする。
また、打者をベンチに呼び戻すことは禁止する。 (規則 8.06)

25. 規則 9.02(c)【原注】では、〈打者がハーフスイングをし、球審がストライクの宣告をしなかったときに、守備側から塁審のアドバイスを求めるよう要請することができる〉となっている。

ハーフスイングをリクエストする捕手は、打者を指差し、口頭で「スイング」「振った」と球審に要請することとする。したがって、捕手が一塁や三塁の塁審に対して直接指差ししてリクエストすることはできない。ただし、監督は、打者が振ったか否かについて、ベンチ内から捕手に指示することはできるが、伝令を使うことは禁止する。

バントは定義上スイングではない、となっているが、高校野球では、バントのときでもハーフスイングのときと同じく、球審は塁審にアドバイスを求めることができることとする。

26. 審判員に対して規則適用上の疑義を申し出る場合は、主将、伝令または当該選手に限る。 (規則 9.02(b))

平成 26 年 3 月 20 日 13、14 項改正